

カーボン・オフセットの 取組に係る現状

平成23年4月28日

I 日本における取組の現状Outline

I-1 カーボン・オフセットの考え方

I-2 カーボン・オフセットに関する制度の概要

I-3 カーボン・オフセット制度の普及に向けた枠組み

I-4 関連制度・施策

I-5 カーボン・オフセットの取組の普及状況

I-1 カーボン・オフセットの考え方

カーボン・オフセットとは？

【定義】

市民、企業等が、

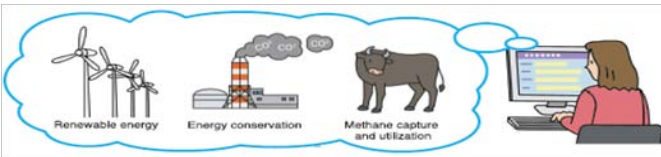
- ①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
- ②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
- ③削減が困難な部分の排出量を把握し、
- ④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。



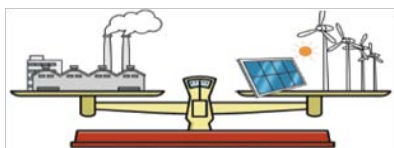
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施

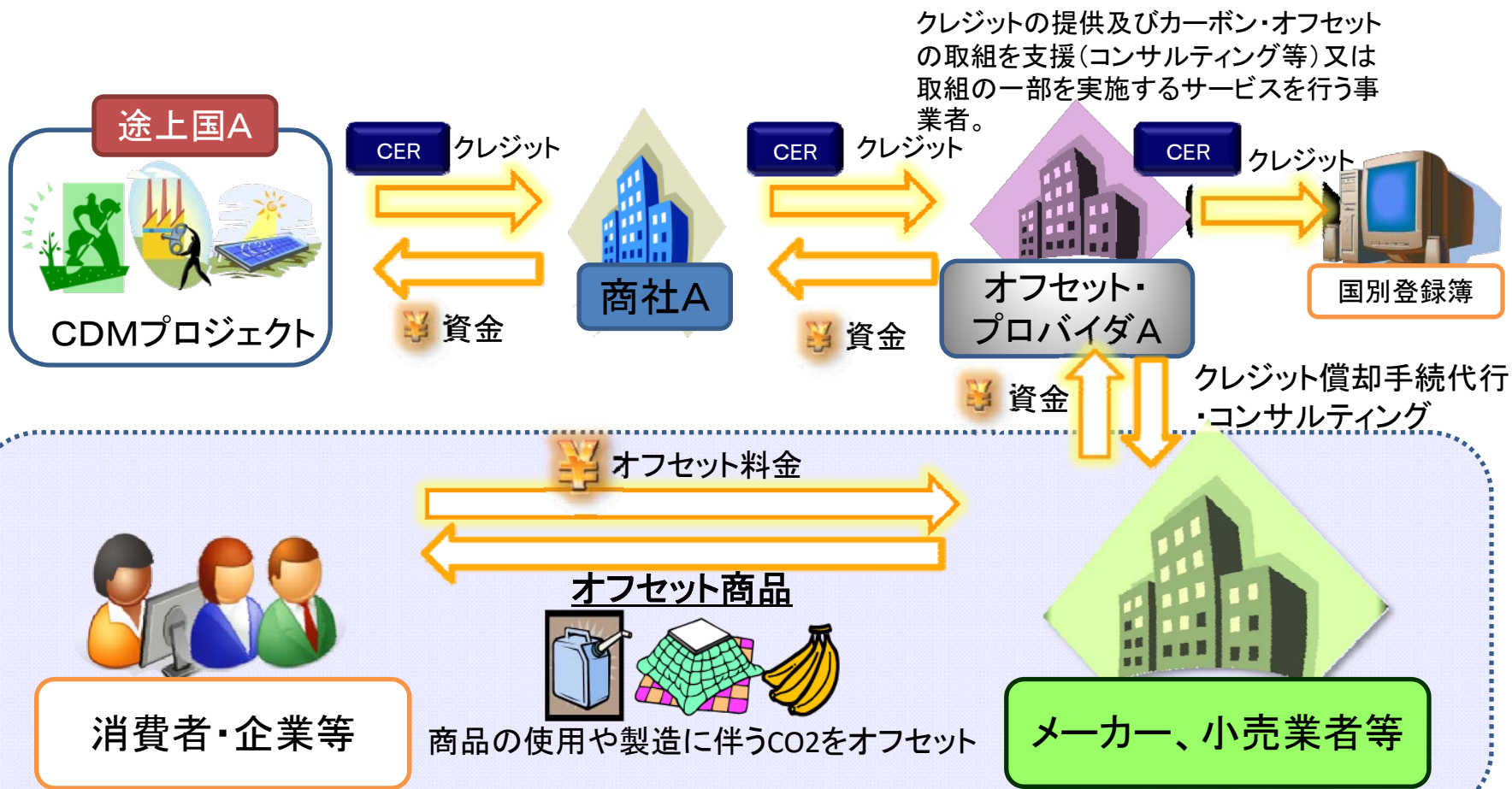


対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

カーボン・オフセットの仕組み

商品・サービス型カーボン・オフセット(京都クレジット(CER)を活用した場合)を例に

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を使用したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの



カーボン・オフセットの事例

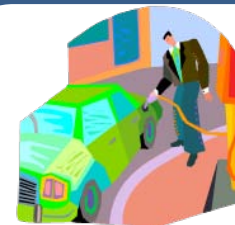
2010年12月末現在、国内におけるカーボン・オフセット事例は約997件あり、商品の購入・サービスの利用に伴うものが大半を占める。(報道発表ベース)



カーボン・オフセット年賀状
年賀状購入者の生活に伴って排出されるCO₂の一部をオフセット



カーボン・オフセット旅行
ツアー代金にオフセット料金を上乗せして、航空機等の使用によるCO₂をオフセット



カーボン・オフセット ガソリン
消費者の自動車使用に伴うCO₂をオフセット



北海道洞爺湖サミット(2008年7月開催)など、国際会議等でのオフセット



スポーツイベント等でのオフセット
事例: FIFA W杯ドイツ大会



日常生活からの温室効果ガスをオフセット
例: 一ヶ月の電気料金のCO₂換算分

カーボン・オフセットの意義・効果

1. 社会を構成するあらゆる主体によるCO2削減行動の推進

■カーボン・オフセットの取組を通じて、温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、

「見える化 → 自分ごと化 → 削減努力 → 埋め合わせ(オフセット)」

という流れを作り出すことで、市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等様々な主体による温室効果ガス削減活動が促進され、ライフスタイルや事業活動を低炭素型にシフトする契機となる。

2. 国内外の温室効果ガス削減等プロジェクトへの資金還流

■国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献となる。

■特に、オフセット・クレジット(J-VÉR)を活用することにより、カーボン・オフセットに取り組む企業等から、国内で削減等プロジェクトを行う事業者へ資金が還流することとなり、国内投資の促進、雇用の確保等を通じた地域活性化にも貢献することが期待される。

1-2 カーボン・オフセットに関する制度の概要

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

- ・2007年9月からカーボン・オフセットのあり方に関する検討会を開催(全5回)
- ・国内外の事例調査や各国政府の動向等を踏まえて、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方に関する指針を明確化。
- ・指針の内容についての意見募集を経て、2008年2月7日に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を公表

<指針の主な内容>

カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果

- 市民、企業等の主体的な削減活動の実施を促進すること
- 国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献

カーボン・オフセットの課題

- カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成
- カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築
 - ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定
 - ② クレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性の確保
 - ③ クレジットのもととなる排出削減・吸収量の正確な算定
 - ④ クレジットのダブルカウントの回避
 - ⑤ オフセット・プロバイダーの活動の透明性の確保
 - ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識

カーボン・オフセットに関連する2つの認証制度

【カーボン・オフセット認証制度】

オフセットの一連の手続きを審査し、
認証する制度

【オフセット・クレジット(J-VER)制度】

国内の排出削減・吸収量をクレジット
として認証・発行する制度

+CO₂

排出量の把握

削減努力

どうしても減ら
せない排出量

埋め合わせ
(オフセット)

資金等の支援

クレジット

-CO₂

他の場所での
削減・吸収量

カーボン・オフセットの基準・ガイドライン

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」
【2008年2月】

「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン」
【2008年10月】

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」
【2008年10月】

「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」
【2011年4月】

「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」
【2010年6月】

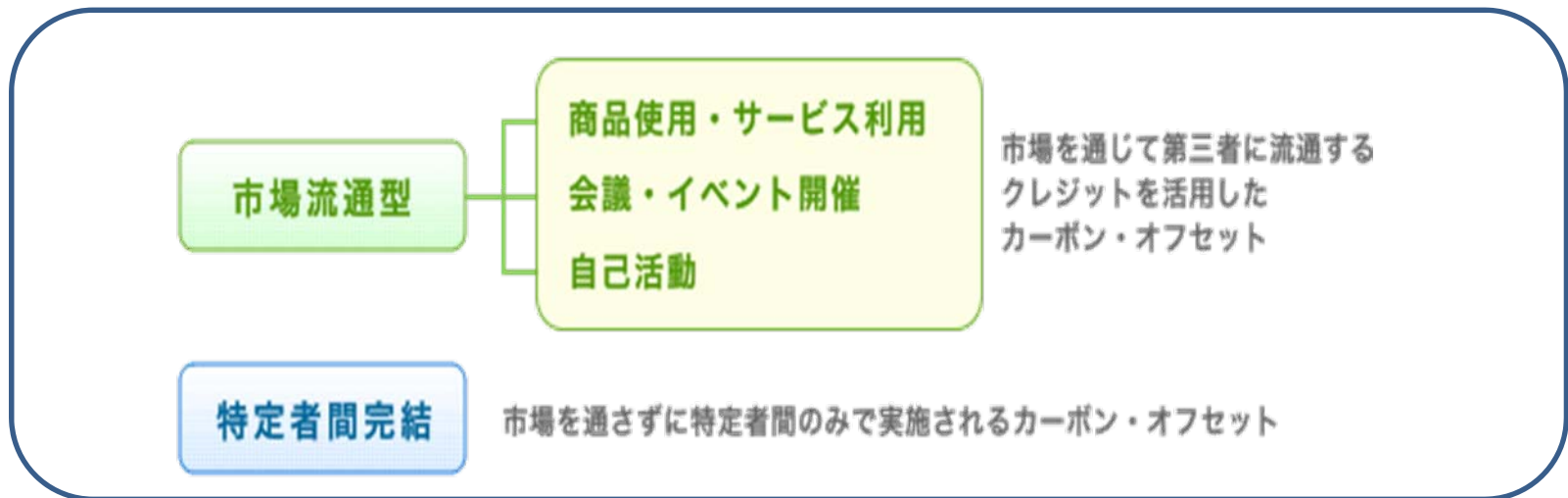
指針・各種ガイドラインの活用

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」

【2009年3月】



カーボン・オフセットの類型



(1) 市場流通型…市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット

I-1: 商品使用・サービス利用オフセット

…商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

I-2: 会議・イベント開催オフセット

…国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

I-3: 自己活動オフセット

…自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

II: 自己活動オフセット支援

…商品・サービスを介し、当該商品・サービスを購入・利用する個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの。

(2) 特定者間完結型…市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 ならびにカーボン・オフセット認証制度（気候変動対策認証センター）

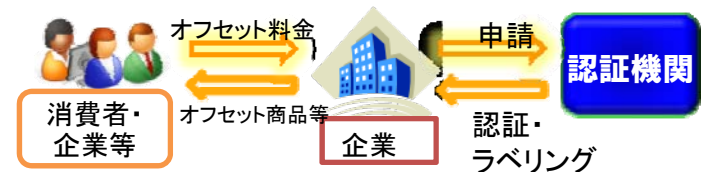
信頼性のあるカーボン・オフセットの構築ならびに取組の推進のために、環境省が2009年3月に認証基準を策定。同年4月より、気候変動対策認証センター(事務局:(社)海外環境協力センター内)が第三者認証機関としてカーボン・オフセット認証制度を実施。2011年4月現在、60件の認証を行っている。(認証番号4CJ-0900000試行事業除く)

目的

カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、公正な市場形成

認証要件

- ① 排出量の認識
算定方法ガイドライン等の算定方法、各種データの記録等
- ② 削減努力の実施
温対法等の法令遵守、何らかの削減取組等
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
クレジット種類(CER、J-VER、都道府県J-VER)、調達に係る契約の締結等
- ④ 排出量の埋め合わせ
オフセット量との整合性、無効化処理等
- ⑤ 情報提供
情報提供ガイドライン等



ラベリングの実施

第三者認証機関による認証を受けた取組に対してはラベリングを実施。



あんしんプロバイダー制度（気候変動対策認証センター）

あんしんプロバイダー制度とは、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方法等を、第三者機関である「気候変動対策認証センター」が定期的に確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することによって、事業者・消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにすることを目的とした取り組み。カーボン・オフセット認証制度の一環として実施。

カーボン・オフセット認証制度における申請手続きにおいて、あんしんプロバイダー制度参加者をオフセット・プロバイダーとして利用した場合、(排出量クレジットの取扱方法等の確認作業を定期的に行っているため)申請手続きにおける期間が短縮されると同時に一定額の手数料優遇を受けることができる。

【オフセット・プロバイダー】市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及び取組の支援または取組の一部を実施するサービスを行う事業者。

株式会社 エコノス		株式会社 リサイクルワン		株式会社 シーエーシー	
三井住友ファイ ナンス&リース 株式会社		三菱UFJリース 株式会社		株式会社 イグアス	
一般社団法人 モア・トゥリーズ		ジーコンシャス 株式会社		株式会社 e-プランニング	
カーボンフリー コンサルティング 株式会社		株式会社 アドバンテック		インキュベクス 株式会社	

※2011年4月現在

会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き

- ・会議・イベント等のカーボン・オフセットは、市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等が比較的容易に取り組むことができるが、多くのステークホルダーが参加することから、温室効果ガス排出量の削減努力や算定及び情報提供など適切なカーボン・オフセットのあり方について一定の考え方を示す必要がある。
- ・そのため、環境省は2010年7月に「会議・イベントにおけるカーボン・オフセット検討会」を立ち上げ、これまで4回開催し、信頼性のある会議・イベントのカーボン・オフセットのあり方を検討した。
- ・検討会を踏まえた上で、「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」を2011年4月22日に公表。

【手引きのポイント】

(会議・イベントにおける、オフセットのステップごとに、実例を踏まえた具体的な対応方法を提示)

➤GHG算定方法に関する考え方の整理

- ・GHG排出量算定に関する考え方の明示
- ・主要な排出源と算定範囲・合理的な排出量推計の方法の明示

➤削減努力に関する考え方の整理

- ・主催者自身の取組、移動に伴う取組、会場内での取組、宿泊施設内での取組、参加者の取組、委託事業者への促し等、具体的に取りうる対策を例示)

➤情報提供の整理

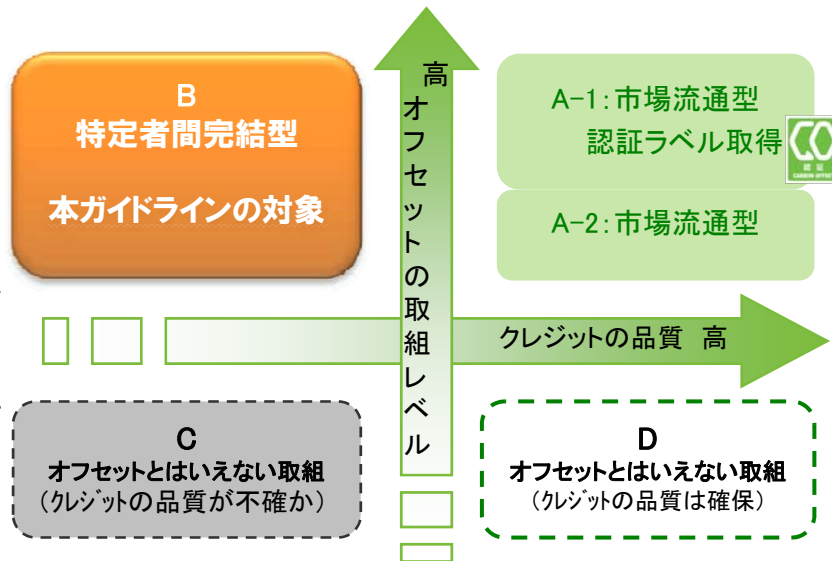
- ・会議・イベントに合わせた情報提供方法の整理

特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン

- 市場を通さずに特定者間のみで排出量の埋め合わせを行うカーボン・オフセット(特定者間完結型)について、そのあり方や信頼性を確保するための仕組み等について検討するため、2010年1月より検討会を開催(全4回)
- ガイドラインの内容についての意見募集を経て、2010年6月25日に「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」を公表

特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ

排出量の算定や情報提供が適切に行われている



排出量の算定や情報提供が不十分

【特定者間完結型】

オフセットする側と削減する側との特定の二者間で排出削減・吸収価値を交換するもの

例) 地方自治体が発行している森林吸収証書や特定の企業・団体間で行う排出削減・吸収の取組など

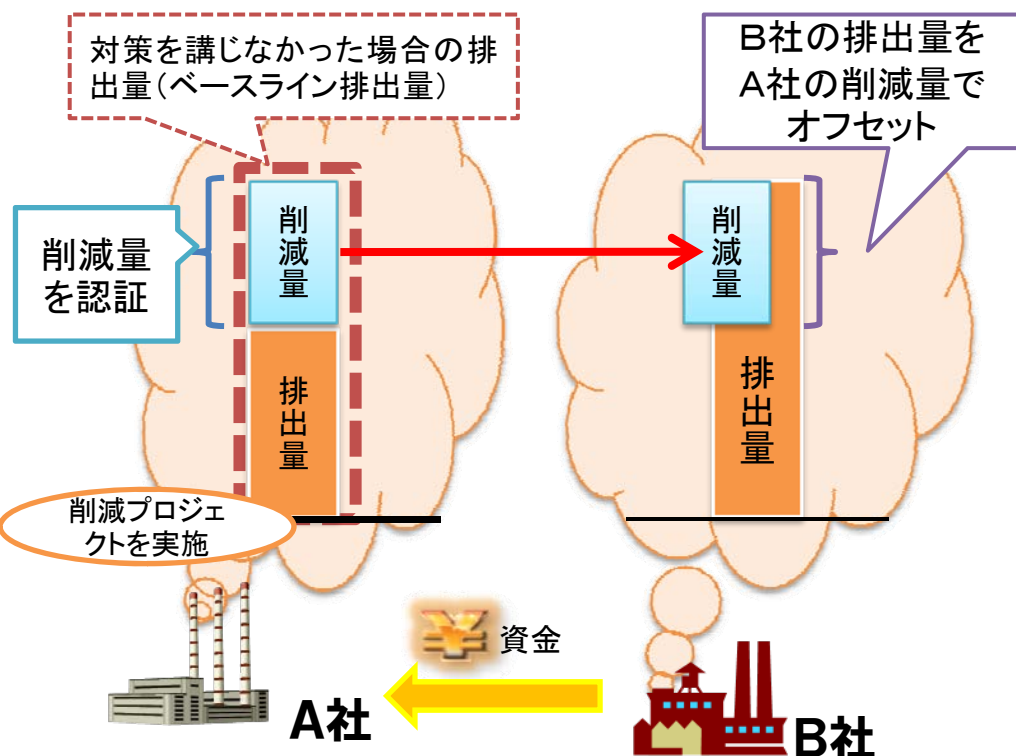
排出削減・吸収価値の品質を第三者が確認・管理している

本ガイドラインでは、特定者間完結型において、排出量の把握、削減努力、排出削減・吸収活動の算定等の考え方や望ましい情報提供のあり方等を解説。

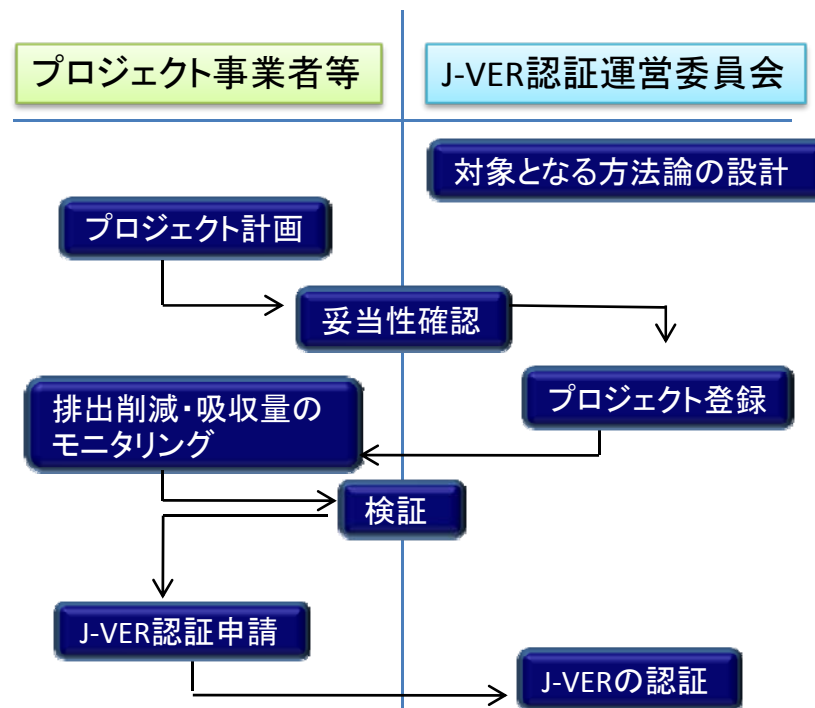
オフセット・クレジット(J-VER)制度の概要

- 環境省は、カーボン・オフセット(自らの排出量を他の場所の削減量(クレジット等)で埋め合わせて相殺すること。)の仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、国内で実施されるプロジェクトによる削減・吸収量を、オフセット用クレジット(J-VER)として認証する制度を2008年11月からスタート。 (「J-VER」=「Japan-Verified emission reduction」)
- 自主的なカーボン・オフセットのほか、地球温暖化対策推進法に基づく排出量算定・報告・公表制度の報告に活用可能。国際規格ISOに準拠した信頼性の高い認証制度として運営。

＜オフセットの仕組み＞



＜J-VER制度のフロー図＞



オフセット・クレジット(J-VER)制度の対象プロジェクト種類

J-VER制度では、現状では採算性が悪くプロジェクトが実施されない等の理由から本制度で積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、本制度の対象としてリスト(ポジティブリスト)化している。

<排出削減系>

※平成23年4月28日時点

E001	化石燃料から木質バイオマスへのボイラー燃料代替	E009	情報通信技術を活用した、検針等用車両による燃料消費量削減	E017	ファン、ポンプ類の換装またはインバーター制御、台数制御機器の導入
E002	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替	E010	照明設備の更新	E018	廃棄物由来のバイオガスによる熱および電力供給のための化石燃料代替
E003	木質ペレットストーブの使用	E011	ボイラー装置の更新	E019	ヒートポンプの導入
E004	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両における利用	E012	空調設備の圧縮機の更新	E020	古紙廃プラ固形燃料(RPF)の製造・利用
E005	下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替	E013	フリークーリング及び外気導入による空調の省エネルギー	E021	熱分解による廃棄物由来の油化燃料・ガス化燃料の利用
E006	排熱回収・利用	E014	アイロン装置の更新	E022	廃棄物処理施設における熱回収による廃棄物のエネルギー利用
E007	薪ストーブにおける薪の使用	E015	小水力発電による系統電力代替	E023	デジタルタコグラフの導入によるエコドライブ
E008	情報通信技術を活用した、輸送の効率化による燃料消費量削減	E016	コジェネレーション設備の導入	E024	太陽光発電による系統電力の代替
				L001	低タンパク配合飼料利用による豚の糞尿処理からのN2O排出抑制

<森林吸収系>

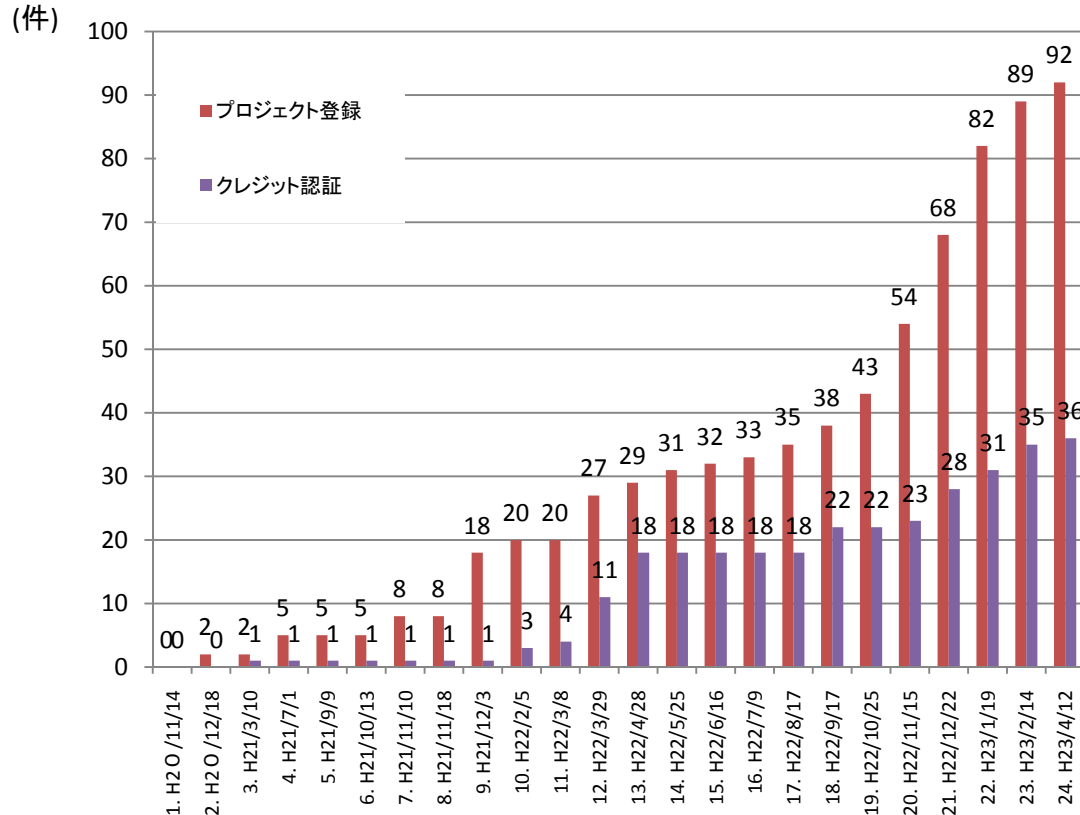
R001	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
R002	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)
R003	植林活動によるCO2吸収量の増大

オフセット・クレジット(J-VER)制度 認証・登録等の状況

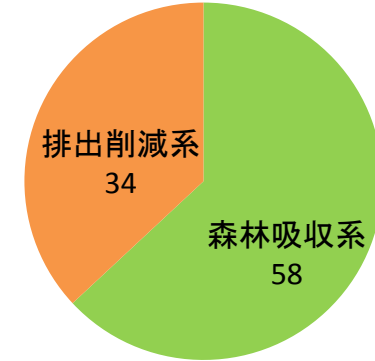
○ 2011年4月時点で、J-VER制度に登録されているプロジェクトの件数は累計92件。

○ このうち36件のプロジェクトについて、オフセット・クレジット(J-VER)の認証が行われている。累計認証クレジット量は67,670t-CO2。

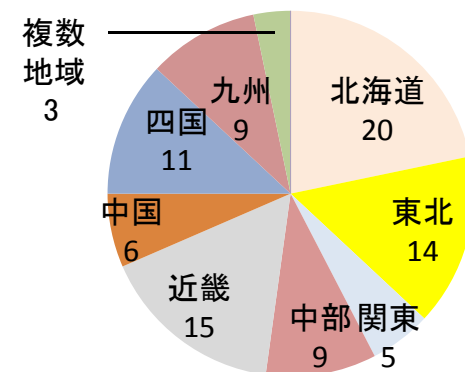
＜プロジェクト登録・クレジット認証件数の推移＞



＜プロジェクト種類別登録プロジェクト数＞



＜地域別登録プロジェクト数＞



全国でのJ-VERプロジェクト

複数地域【3件】

- 尾瀬戸倉山林の間伐材を利用した温室効果ガス削減プロジェクト
- 近畿・中国地方における前田林業(株)森林吸収源プロジェクト
- 関東・東海・近畿・中国地方における木原造林(株)森林吸収プロジェクト

中国【6件】

- 鳥取県造林公社における間伐促進型プロジェクト
- 智頭町 間伐促進プロジェクト
- 鳥取県芦津財産区による森林整備活動を用いた温室効果ガス排出削減事業
- 鳥取県県有林J-VERプロジェクト
- 株式会社無垢B-100BDFによる学校給食配送プロジェクト
- アサヒビル 所有林アサヒの森(広島県)での間伐促進によるCO2吸収事業

九州【9件】

- 日田市上津江町 間伐推進プロジェクト
- 熊本県県有林による間伐を用いた温室効果ガス吸収事業
- 熊本県小国町間伐推進プロジェクト
- 鹿島社有林整備吸収源プロジェクトその1(宮崎)
- 諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト
- 住友林業株式会社社有林管理プロジェクト(宮崎)
- 福岡市営林間伐促進型プロジェクト
- 福岡県株式会社フチガミ廃食用油由来バイオディーゼル燃料活用
- 宮崎県における化石燃料から木質ペレットへの燃料代替プロジェクト

四国【11件】※試行事業を除く

- 高知県仁淀川町池川木材工業有限公司における間伐材由来木質バイオマス残渣の熱利用事業
- 梶原町木質バイオマス地域資源循環事業
- 高知県森林吸収量取引プロジェクト
- 高知県木質資源エネルギー活用事業A(試行事業)
- 高知県木質資源エネルギー活用事業B
- SGHグループ高知・徳島山林長期間経営プロジェクト
- 徳島県林業公社社有林森林吸収プロジェクト
- 徳島県那賀郡那賀町における森林吸収源事業
- 東温市学校給食センターBDF利用プロジェクト
- 久万広域森林組合による久万高原町における間伐促進型森林吸収プロジェクト
- 内子町環境まちづくりと運動した間伐促進型CO2吸収量活用プロジェクト
- 高知県森林吸収量取引プロジェクトB

中部【9件】

- 長野県薪ストーブの使用によるJ-VERプロジェクト
- 長野県木質ペレットストーブの使用によるJ-VERプロジェクト
- 岐阜県下呂地域・美輝の里 木質バイオマス燃料を用いた温室効果ガス削減事業
- 岐阜県中津川市苗木財産区による間伐促進型森林吸収プロジェクト
- 新潟県木質ペレット使用によるJ-VERプロジェクト
- 富山市と森林組合による間伐促進型森づくり事業
- 浜松市天竜区春野町堀之内での間伐促進型オフセット事業
- 岐阜県、東白川村森林組合の「FSC認証林」間伐プロジェクト
- 静岡県王子製紙間伐促進プロジェクト

- ⇒ 排出削減
- ⇒ 森林吸収

近畿【15件】

- 大阪府日本エアリネン株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業
- 大阪府伸興樹脂株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業
- 京都府鉄道リネンサービス株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業
- 京都・びわ湖地域 カシックス・油蔭商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替事業
- 大阪府太陽栄工株式会社におけるボイラー装置の更新及び低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業
- 大阪府株式会社ケーシーシーにおけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業
- 大阪府キンキ寝具株式会社における低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業
- 池田市他におけるバイオディーゼル燃料 100%バスの運行
- 東河内株山共有林森林計画プロジェクト
- 三重県大台町宮川流域における持続可能な森林管理プロジェクト
- 松阪森林吸収プロジェクト
- 紀州・和歌山における山長林業株式会社森林吸収源プロジェクト
- 東演植林 広川町 森林管理プロジェクト
- 三重県宮川上流部宮川森林組合による持続可能な森林経営促進型プロジェクト
- 「三井物産の森」三重県間伐促進型吸収プロジェクト

北海道【20件】

- ニッタ株式会社豊頃町間伐促進プロジェクト
- 十勝地域における昭和工業(株)BDF活用プロジェクト
- 美幌町低炭素な町づくりプロジェクト
- 当別ふれあいバスによる廃食用油由来バイオディーゼル燃料活用プロジェクト
- 足寄町森林バイオマスエネルギー活用事業
- 滝上町ホテル深谷木質バイオマス活用プロジェクト
- 五味温泉等森林バイオマスエネルギー活動事業
- 下川町役場周辺地域熱供給システムバイオマスエネルギー活用プロジェクト
- 北清企業バイオディーゼル燃料活用プロジェクト
- コープさっぽろCO2削減宅配プロジェクト
- 標津町防風林育成事業
- 南組グループ森林吸収源事業
- 北海道津別町による町有林内における間伐推進を図りながらの森林CO2吸収促進事業
- 上士幌町有林間伐促進プロジェクト
- 北海道広尾町有林における森林吸収プロジェクト
- 北海道王子製紙間伐促進プロジェクト
- 「三井物産の森」北海道 間伐促進型吸収プロジェクト
- 士幌町有林間伐促進による森林づくりプロジェクト
- 紋別市有林間伐促進型森づくり事業
- 北海道4町連携による間伐促進型森林づくり事業

東北【14件】

- 青森県県有林 森林吸収プロジェクト
- 白神山麓・八峰町有林J-VERプロジェクト
- 秋田県県有林J-VERプロジェクト
- 北秋田地域振興事業における上小阿仁村J-VERプロジェクト
- 三田農林株式会社 間伐促進型プロジェクト(岩手県盛岡市)
- 岩手県県有林における森林吸収量取引プロジェクト
- 釜石地方森林組合による集約化施業(森林整備活動)を用いた温室効果ガス吸収事業～釜石市緑のシステム創造事業～
- 森の町内会(間伐サポーター企業群と岩手県岩泉町・葛巻町の連携による間伐促進プロジェクト)
- 宮城県栗駒木材による木質ペレットボイラーでの温室効果ガス排出削減事業
- ペレット燃料普及による栗駒山麓森林資源活用プロジェクト
- 福島県木質ペレットストーブオフセットクレジット活用事業
- 磐城造林(株)社有林における田人町旅人での森林吸収プロジェクト
- 喜多方市森林整備加速化プロジェクト
- 鹿島社有林整備吸収源プロジェクトその2(福島)

関東【5件】

- 鹿島グループ・バイオディーゼル活用プロジェクト
- 東京大学千葉演習林間伐推進プロジェクト
- 神奈川県王子製紙間伐促進プロジェクト
- やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト
- 埼玉県もくねん工房の木質ペレットを活用した化石燃料代替プロジェクト

※2011年4月現在

都道府県J-VERプログラム認証

- オフセット・クレジット(J-VER)制度では、温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、本制度に整合していると認められるものを、J-VER認証委員会が認証し、「都道府県J-VERプログラム」としてプログラム認証リストに掲載する「都道府県J-VERプログラム認証」の仕組みを設けている。
- 都道府県J-VERプログラムより発行されるクレジット(都道府県J-VER)は、J-VERと同列にJ-VER登録簿に登録される。
- 2011年4月時点で、新潟県・高知県の2県が認証されている。

オフセット・クレジット(J-VER)制度

環境省

事務局: 気候変動対策認証センター(4CJ)

オフセット・クレジット(J-VER)登録簿

J-VER認証・発行

プロジェクト申請

プロジェクト事業者

都道府県J-VER
プログラム認証

都道府県J-VER登録

都道府県J-VERプログラム (都道府県が運営するクレジット認証制度)

都道府県

都道府県J-VER認証・発行

プロジェクト申請

プロジェクト事業者

J-VERと都道府県J-VERは、
J-VER登録簿上で、同列に扱われる。

J-VERを活用したカーボン・オフセットの事例(1)

株式会社ルミネの取組

社員の通勤活動におけるカーボン・オフセット

社員(一部店舗)の通勤によって発生するCO2をオフセットしたものの。オフセットにあたっては、ボイラー燃料を化石燃料から木質バイオマスに代替しCO2を削減する高知県の排出削減プロジェクトから発生したJ-VERクレジットを活用。

<ボイラーでの利用> <破碎処理> <トラックによる搬出> <間伐等>



J-VERを活用したカーボン・オフセットの事例(2)

全日本空輸株式会社(ANA)の取組



ANAカーボンオフセットプログラム

飛行機(国内線)の利用距離に応じて、排出されるCO2をオフセットする取組。

北海道4町連携による森林J-VER事業により発生したクレジットを利用。

郵便事業株式会社(JP)の取組



カーボンオフセットはがき

購入者の日常生活から排出されるCO2をオフセットする取組。
付加された寄附金により(はがき購入者による5円+JPによる5円、合計10円)J-VERクレジット等を購入。

日本百貨店協会の取組



スマート・クール・バッグ

容器包装削減キャンペーン「スマートラッピング」の一環として、全国の百貨店でJ-VERクレジットを利用しオフセットした保冷バッグを限定2万枚販売。

- ・ライトグレー×ミントグリーン
 - ・ライトグレー×ピンク
- の2種類をラインナップ。

J-VERを活用したカーボン・オフセットの事例(3)

- ・信頼性の高いカーボン・オフセットを目指し環境省が定めた、カーボン・オフセットにおける指針や第三者認証基準等の様々なガイドラインに基づき、気候変動対策認証センターでは「カーボン・オフセット認証制度」を実施。
- ・カーボン・オフセット認証を受けた案件のうち、J-VERを使用してオフセットを実施しているのは以下の通り。(2010年12月現在。併用案件含む)



認証日	案件名	申請者名
2010.12.10	インフォコム株式会社共同実施 帝人株式会社松山事業所 帝人松山事業所によるカーボン・オフセット(帝人サッカースクールユニフォームのカーボン・オフセット)	帝人株式会社 松山事務所
2010.11.25	山梨県南アルプス市産 農産物「トマト(ハウス桃太郎)」のカーボン・オフセット(限定個数)	山梨県南アルプス市役所
2010.10.05	「秩父宮賜杯第42回全日本大学駅伝対校選手権大会」運営におけるカーボン・オフセットの実施	社団法人日本学生陸上競技連合
2010.10.05	「第59回長野県縦断駅伝競走」運営のカーボン・オフセット実施	信濃毎日新聞株式会社
2010.08.19	「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議」開催のカーボン・オフセット実施	外務省国際協力局 生物多様性条約COP10日本準備事務局
2009.12.01	インフォコム株式会社 共同実施:株式会社フジテレビジョン フジテレビジョン開局50周年「LOVE THE EARTH PROJECT 21」 「LOVE THE EARTHコンピレーションアルバム」カーボン・オフセット	株式会社フジテレビジョン
2009.12.01	インフォコム株式会社 共同実施:株式会社フジテレビジョン フジテレビジョン開局50周年「LOVE THE EARTH PROJECT 21」 「LOVE THE EARTH LIVE」カーボン・オフセット	株式会社フジテレビジョン
2009.12.01	平成22年度販売分カーボンオフセットはがき	郵便事業株式会社
2009.10.23	ANAカーボン・オフセットプログラム事業	全日本空輸株式会社
2009.10.22	文化放送「高木美保 close to you」及びSTVラジオ「千ちゃんの幸せラジオドーム」の2番組におけるカーボン・オフセット普及啓発キャンペーン	株式会社文化放送開発センター
2009.09.07	平成21年度販売分カーボンオフセットはがき	郵便事業株式会社
2009.07.24	「green image in karuizawa」におけるカーボン・オフセット実施	株式会社フロンテッジ
2009.07.24	(株)ルミネ(一部店舗)通勤活動におけるカーボン・オフセット (我が国におけるカーボン・オフセットの取組に係る第三者認証試行事業)	株式会社ルミネ

温室効果ガス算定・報告・公表制度でのJ-VER制度の位置付け

地球温暖化対策推進法に基づく排出量の算定・報告・公表制度において、2010年4月以降の報告から、調整後温室効果ガス排出量(調整後排出量)の算定に、オフセット・クレジット(J-VER)を用いることが可能となった。

1. 調整後温室効果ガス排出量の報告

算定・報告・公表制度における2010年4月以降の報告から、①に加えて②が報告可能となった。

- ①温室効果ガス排出量(従来の算定方法で算定された「実排出量」)
- ②調整後温室効果ガス排出量

2. 調整後温室効果ガス排出量の算定方法

調整後温室効果ガス排出量 = 温室効果ガス排出量(実排出量) - ①算定割当量 - ②国内認証排出削減量(償却分)

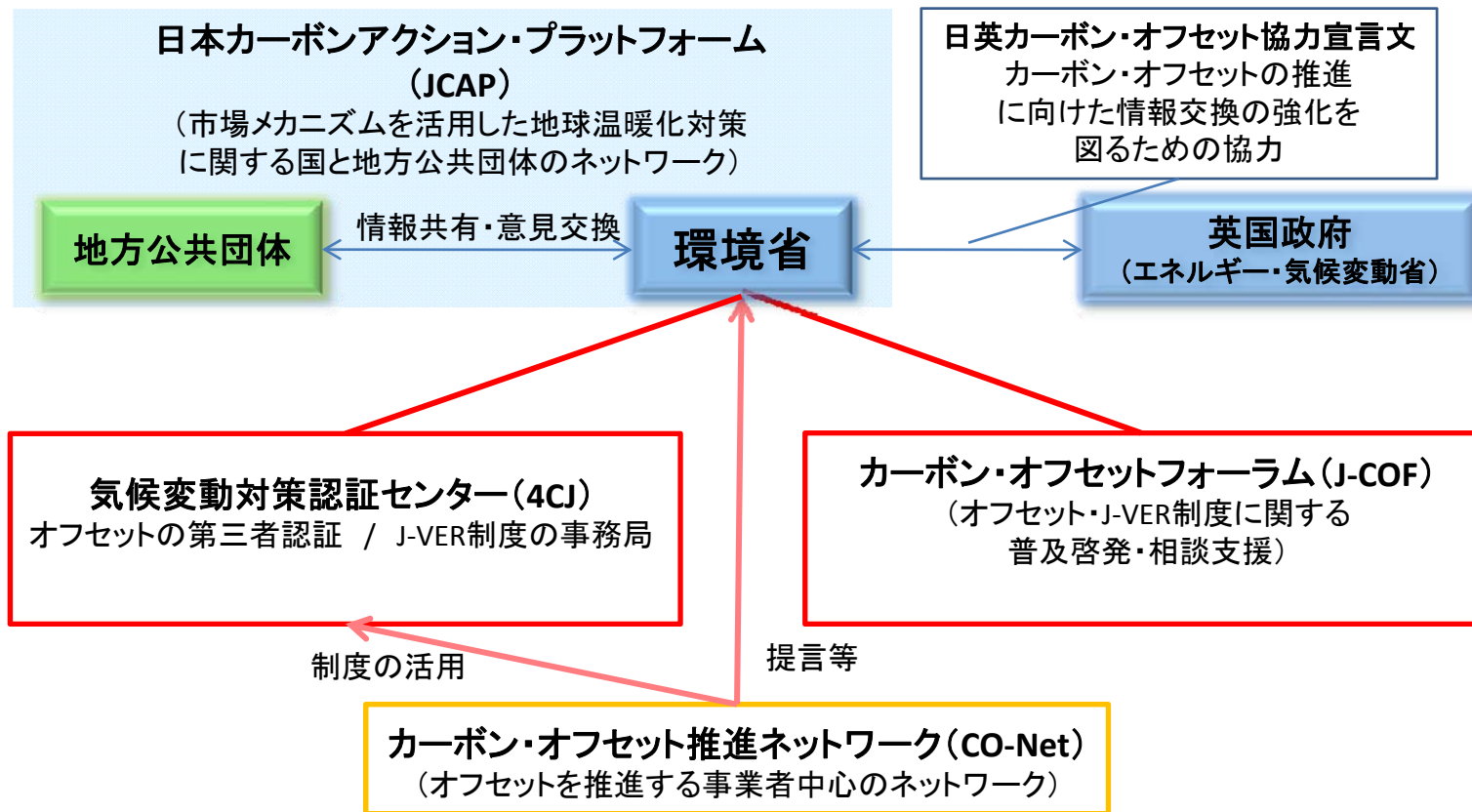
- ①については、償却前移転された京都メカニズムクレジット
- ②については、無効化されたオフセット・クレジット(J-VER)と国内クレジット

(注)自ら行った温室効果ガスの排出の抑制に係る国内認証排出削減量は、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることは不可。

カーボン・オフセットの普及・促進に係る環境省の取組

年月	主要な動き
2007年9月	環境省 カーボン・オフセットのあり方に関する検討会開始
2008年2月	環境省 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」公表
4月	カーボン・オフセットに関する情報提供や相談支援等を行うカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)発足
	環境省 先進的な取り組みを促進支援するカーボン・オフセットモデル事業の実施(2010年度まで3年間実施)
7月	環境省 日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)の設立
10月	環境省 「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG 排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.0)」公表
	環境省 「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」公表
	気候変動対策認証センター(※) 「あんしんプロバイダー制度」開始 ※事務局(社)海外環境協力センター内
	環境省 英国との間でカーボン・オフセットに関する協力宣言文締結
11月	環境省 オフセット・クレジット(J-VER)制度創設
2009年3月	環境省 「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」公表
4月	気候変動対策認証センター 「カーボン・オフセット認証制度」発足、申請受付開始
	環境省 カーボン・オフセットに取り組む事業者によるネットワークであるカーボン・オフセット推進ネットワーク(CO-Net)との連携開始
2010年3月	環境省 カーボン・オフセットに関する英国との国際ワークショップを開催(東京)
6月	環境省 「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」公表
9月	環境省 J-VERの売り手と買い手のマッチングイベントである第1回カーボン・オフセットEXPOを開催(東京)
2011年4月	環境省 「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」公表
	環境省 「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」開始

1-3 カーボン・オフセット制度の普及に向けた枠組み



日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)

- 市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換を行うとともに、具体的な取組における連携・協力を模索する場として、環境省の呼びかけにより、地方公共団体を中心としたネットワークとして2008年7月に設立。2009年12月現在参加地方公共団体は、97団体。
- 定期会合を開催するとともに、専用WEBサイトやメールマガジン等による情報提供・情報発信を実施。
- J-COF等とも連携しつつ、各主体(間)の具体的なカーボンアクションの円滑な実現につなげていく。

